

福岡県公報

平成29年10月17日
第3935号

目次

告示 (第642号 - 第646号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 不服申立ての裁決の公示送達について (保護・援護課) 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- ### 公 告
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (労働政策課) 3
 - 普通肥料の検査の結果 (経営技術支援課) 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3

告 示

福岡県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------	----

北九州	県道	中間水巻線	前	中間市中間一丁目4138番1先から遠賀郡水巻町吉田南一丁目1038番97先まで	6.0 ～ 33.0	3,027.7	
			後	中間市中間一丁目4138番1先から遠賀郡水巻町吉田南一丁目1038番97先まで	6.0 ～ 33.0	3,027.7	
			後	中間市中間一丁目4138番1先から遠賀郡水巻町吉田南二丁目372番15先まで	14.5 ～ 84.0	3,793.4	うち県道中間引野線重用延長2261.1メートル

福岡県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	中間引野線	前	中間市蓮花寺二丁目4818番1先から中間市蓮花寺二丁目4934番1先まで	22.5 ～ 64.5	276.0
			後	中間市蓮花寺二丁目4818番1先から中間市蓮花寺二丁目4934番1先まで	22.5 ～ 89.5	276.0

福岡県告示第644号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成29年10月17日

福岡県知事 小川 洋

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求書記載の住所 北九州市小倉北区新高田二丁目15番16-101号

現所在不明

審査請求人 久保山 成浩

2 公示事項

平成28年3月29日付けで提起のあった審査請求について、当県は平成29年9月4日付けで裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付することができません。当該裁決書の謄本は当県担当課（福岡県福祉労働部保護・援護課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、平成29年10月31日の経過をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

福岡県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

福 岡 県 道	桜 井 太郎丸 線	前	糸島市志摩櫻井1番1先から 糸島市志摩櫻井2番1先まで	15.0 ～ 40.0	63.1
		後	糸島市志摩櫻井1番1先から 糸島市志摩櫻井2番1先まで	14.0 ～ 34.0	

福岡県告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 168.0	6,904.5
			前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 168.0	6,904.5
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	10.5 ～ 115.0	

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（昭和48年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部労働局労働政策課に備え置きます。

平成29年10月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年9月29日

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成29年10月17日

福岡県知事 小 川 洋

平成28年11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	田川産業株式会社	肥料用消石灰	主成分－AL				

- 1 分析結果及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。
AL－アルカリ分
- 4 分析結果の指摘事項の欄、保証票の検査の欄及びその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年10月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字津波黒字流田22番1及びこの区域内の道路・水路である町有地の各一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡篠栗町大字高田462番地
柳池 正博